

伊奈町条件付一般競争入札執行要綱

伊奈町建設工事等条件付一般競争入札執行要綱（平成17年要綱第16号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 事前審査型条件付一般競争入札（第11条—第15条）

第3章 事後審査型条件付一般競争入札（第16条—第19条）

第4章 雑則（第20条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託並びに土木施設の維持管理に係る業務の委託（以下「建設工事等」という。）並びに物品の買入れ及び賃貸借並びに清掃、警備その他の役務の提供に係る業務の委託（以下「物品購入等」という。）の契約に係る条件付一般競争入札の執行に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 条件付一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者の資格を定めて執行する一般競争入札をいう。

（2） 事前審査型条件付一般競争入札 入札を行う前に、入札に参加する者の資格の有無に関し審査する条件付一般競争入札をいう。

（3） 事後審査型条件付一般競争入札 入札を行った後に、入札に参加した者の資格の有無に関し審査する条件付一般競争入札をいう。

（入札の対象）

第3条 条件付一般競争入札により締結することができる契約は、設計金額が1件当たり1,000万円以上の建設工事等又は物品購入等のうち、伊奈町工事等請負業者審査選定委員会規程（昭和55年規程第1号）に規定する伊奈町工事等請負業者審査選定委員会（以下「委員会」という。）が指定するものとする。

2 前項に規定するもののほか、町長が必要であると認めた場合は、条件付一般競争入札によることができる。

(入札の方法)

第4条 条件付一般競争入札に係る入札は、埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行うものとする。

(入札参加資格)

第5条 入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 建設工事等に係る業種にあつては、入札を公告した日の前日において伊奈町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成13年規程第1号)第3条の規定により、入札対象工事等に対応する業種の参加資格を得ている者であること。

(3) 物品購入等に係る業種にあつては、入札を公告した日の前日において伊奈町物品及び業務委託等競争入札参加者の資格等に関する規程(令和4年年訓令第19号)第3条の規定により、物品及び業務委託等に対応する業種の参加資格を得ている者であること。

(4) 入札の公告をした日から開札日(事後審査型条件付一般競争入札にあつては、落札決定の日)までの期間において、次に掲げる者のいずれにも該当していない者であること。

ア 伊奈町建設工事等業者入札参加停止要綱(平成14年要綱第32号)の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者

イ 伊奈町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成19年要綱第14号)に基づく入札参加除外の措置を受けている者

ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令(事前通知を含む。)を受けていない者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者

オ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者

で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者

カ 建設工事等に係る業種にあつては、建設業法（平成24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受けていない者

(5) 電子入札システムを利用するにあたり、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している者であること。

(6) その他委員会が定める参加資格を得ている者であること。

2 前項の規定にかかわらず、条件付一般競争入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当するときは、条件付一般競争入札に参加することができない。

(1) 中小企業等協同組合（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び当該事業協同組合の構成員が条件付一般競争入札に参加しようとするとき。

(2) 同一の条件付一般競争入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係があるとき。

(3) 建設工事等の請負にあつては、当該条件付一般競争入札となる工事等に係る設計業務等の受注者との間に資本関係又は人的関係があるとき。

3 町長は、前各項に定めるもののほか、執行する条件付一般競争入札ごとに、必要に応じ、次に掲げる事項に関し入札参加資格を定めることができるものとする。

(1) 入札に参加する者の事業所の所在地

(2) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の総合数値

(3) 配置予定の技術者

(4) 建設工事等又は物品購入等の実績

(5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める事項

(入札の公告)

第6条 条件付一般競争入札の公告は、伊奈町契約規則（平成9年規則第8号）第19条に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、同規則

第18条の規定に基づく方法により行うものとする。

- (1) 入札に参加する者の形態
- (2) 入札参加資格の有無の確認申請期限
- (3) 最低制限価格の設定の有無
- (4) 契約保証金
- (5) 支払条件
- (6) その他入札及び契約に当たって必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより行う入札の公告は、電子入札システムにより行うものとする。

(設計図書等)

第7条 電子入札システムにより行う入札に係る設計図、仕様書、特記仕様書その他入札価格の見積りに必要な図書（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムにより閲覧することができるものとする。ただし、電子入札システムにより閲覧が困難な設計図書等がある場合には、町のホームページにおいて閲覧ができるものとし、公告等において明示するものとする。

2 設計図書等については、文書、磁気ディスク等による貸出しは行わない。

3 設計図書等に関する質問がある場合は、前条の規定により行うものとし、質問に対する回答は、入札の公告に示す受付期間中に、公告において指定した方法により行うものとする。

(入札説明会)

第8条 入札説明会は、開催しないものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(入札の辞退)

第9条 入札の辞退は、伊奈町電子入札運用基準（平成24年1月13日施行）に基づき、取り扱うものとする。

2 前項の規定により入札を辞退した者については、これを理由として以降の入札参加等について、不利益な取扱いを行わないものとする。

(入札の無効)

第10条 入札の無効は、伊奈町契約規則第25条の規定によるものとする。

第2章 事前審査型条件付一般競争入札

(入札の参加の申込み)

第11条 事前審査型条件付一般競争入札に参加しようとする単体企業（以下「単体」という。）及び特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）は、あらかじめ定める期限までに、次の各号に掲げる業種区分に応じ、当該各号に定める書類を町長に提出するものとする。

(1) 建設工事等のうち建設工事の請負に係る業種 次に掲げる書類

ア 単体 条件付一般競争入札参加資格等確認申請書（単体用）（第1号様式）、条件付一般競争入札参加資格等確認資料（単体用）（第2号様式）

イ 共同企業体 条件付一般競争入札参加資格等確認申請書（共同企業体用）（第3号様式）、条件付一般競争入札参加資格等確認資料（共同企業体用）（第4号様式）、町が指定した様式による特定建設工事共同企業体協定書

(2) 建設工事等のうち建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託並びに土木施設の維持管理に係る業務の委託に係る業種 次に掲げる書類

ア 単体 条件付一般競争入札参加資格等確認申請書（単体用）（第1号様式）

イ 共同企業体 条件付一般競争入札参加資格等確認申請書（共同企業体用）（第3号様式）

(3) 物品購入等に係る業種 条件付一般競争入札参加申込書（第5号様式）

(入札参加資格の有無に関する審査)

第12条 町長は、前条の規定による事前審査型条件付一般競争入札の参加の申込みがあったときは、当該申込者に係る入札参加資格の有無に関し審査を行い、その結果を建設工事等に係る入札にあつては条件付一般競争入札参加資格等確認通知書（第6号様式又は第7号様式）により、物品購入等に係る入札にあつては条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（第8号様式）により当該申込者に通知するものとする。

(入札参加資格の有無に関する再審査)

第13条 前条の規定による入札参加資格の有無に関する審査の結果、入札参加資格がないと通知された者は、その決定に異議があるときは、町長に対し、入札参加資格の有無に関する再審査を請求することができる。

- 2 前項の規定に基づき入札参加資格の有無に関する再審査を請求しようとする者は、条件付一般競争入札参加資格等確認通知書（第7号様式）又は、条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（第8号様式）を受けた日から起算して5日以内（休日（伊奈町の休日を定める条例（平成2年条例第9号）に定める町の休日をいう。以下同じ。）を除く。）に、条件付一般競争入札参加資格再審査請求書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による入札参加資格の有無に関する再審査の請求があったときは、当該請求者に係る入札参加資格の有無に関し再審査を行い、その結果を条件付一般競争入札参加資格再審査結果通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（入札の参加の制限）

第14条 第12条の規定による入札参加資格の有無に関する審査又は前条第3項の規定による入札参加資格の有無に関する再審査の結果、入札参加資格があると通知された者であっても、入札を執行するときに入札参加資格のない者については、当該入札の参加を認めないものとする。

- 2 対象となる建設工事等に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合にあっては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下「設計業務等の受注者」という。）又は次の各号のいずれかに該当する者については、当該対象工事に係る入札の参加を認めないものとする。

- (1) 設計業務等の受注者の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）。ただし、設計業務等の受注者が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が現に存続している会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）である場合の当該親会社を除く。

- (2) 設計業務等の受注者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）

- (3) 設計業務等の受注者と親会社を同じくする子会社。ただし、設計業務等の受注者が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が現に存続している会社等である場合の当該子会社を除く。

- (4) 会社等の役員が設計業務等の受注者の役員を現に兼ねている場

合の当該会社等。ただし、設計業務等の受注者が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が現に存続している会社等である場合の当該会社等を除く。

(5) 会社等の役員が設計業務等の受注者の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合の当該会社等

(6) 前各号に掲げる者のほか、前各号に掲げる者に準ずる者と町長が認めた者

(入札の執行の停止)

第15条 町長は、第13条第2項の規定による入札参加資格の有無に関する再審査の請求があったときは、その再審査が終了するまでの間は、当該請求に係る入札を執行しないものとする。

第3章 事後審査型条件付一般競争入札

(入札参加の申込み)

第16条 事後審査型条件付一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ定める期限までに、電子入札システムによる競争入札参加資格確認申請書を町長に提出しなければならない。

(落札候補者の入札参加資格の有無に関する審査)

第17条 町長は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者、調査基準価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって入札した者）を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の有無に関し審査するものとする。

2 町長は、前項の規定により落札候補者となった者に対し、電子入札システムによる保留通知書の送信により、速やかに落札候補者となった旨を通知するものとする。

3 落札候補者は、入札の公告において定められた期日までに、第11条に掲げる書類及び入札の公告において指定された書類を町長に提出しなければならない。ただし、町長が別に提出期限を定めた場合は、この限りではない。

4 落札候補者が前項に規定する提出期限までに前項に規定する書類を提

出しない場合又は入札参加資格の有無に関する審査のために町長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

5 町長は、第1項の規定による入札参加資格の有無に関する審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めた場合は、電子入札システムによる保留通知書の送信又は条件付一般競争入札参加資格等確認結果通知書（第11号様式）により通知するものとする。

6 前項の規定により入札参加資格がないと通知された者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内（休日を除く。）に、町長に対し、入札参加資格がないと認めた理由の説明を書面により求めることができる。

7 町長は、前項の書面を受領した日から起算して3日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

（落札候補者の入札参加資格の無効等）

第18条 町長は、前条第1項の規定による入札参加資格の有無に関する審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めた場合、同条第4項の規定により落札候補者のした入札が無効となった場合その他の理由により落札候補者のした入札が無効となった場合は、当該落札候補者に代わり当該落札候補者の次に低い価格をもって入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の有無に関し審査するものとする。

2 前条（第1項を除く。）の規定は、前項の規定により落札候補者とされた者の入札参加資格の有無に関する審査について準用する。

（落札決定等）

第19条 町長は、第17条又は第18条の規定による入札参加資格の有無に関する審査の結果、入札参加資格があると認めた場合、当該落札候補者を落札者として決定する。ただし、当該入札価格について、伊奈町低入札価格調査制度要綱（令和3年要綱第132号）第8条の規定による調査が必要な場合は、入札参加資格を満たすことが確認された後に調査書類の提出を求め、当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがないと認められた後、当該落札候補者を落札者として決定するものとする。

2 前項の入札参加資格の有無に関する審査は、第17条第3項に規定する書類を提出した日から起算して原則として3日以内（休日を除く。）に行うものとする。ただし、入札参加資格の審査において疑義が生じた場合は、この限りでない。

第4章 雑則

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、条件付一般競争入札の執行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年要綱第28号)

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和8年要綱第9号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。